

第8次旭川市総合計画基本計画を改定しました

第8次旭川市総合計画は、平成28年度から令和9年度までの市政運営の基本となる計画です。今回、同計画の基本計画を見直しました。総合計画の改定版は政策調整課（総合庁舎9階）で配布する他、市囃に掲載しています。【詳細】政策調整課 電話25・5358



総合計画の構成と基本計画の見直し

総合計画は、将来ビジョンである「基本構想」と、取組みの方向性を明らかにした「基本計画」で構成し、目指す都市像「世界にきらめく いきいき旭川～笑顔と自然あふれる北の拠点」の実現に向けて、5つの基本目標と13の基本政策を体系付けています。基本計画は、実効性を高めるため、社会経済情勢の変化などを踏まえて原則4年ごとに見直すこととしており、第1回目の見直し時期となる令和元年度に、次のとおり見直しました。

基本計画見直しのポイント

ポイント1

新たな視点を13の基本政策に反映

第8次旭川市総合計画策定後の主な国の動きや市を取り巻く状況の変化、市民の皆さんの意見等を踏まえ、新たな視点を基本政策に反映しました。

13の基本政策

基本政策 1	子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	1
基本政策 2	生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	
基本政策 3	互いに支え合う福祉の推進	2
基本政策 4	次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進	1 3 6
基本政策 5	スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	
基本政策 6	魅力と活力のある産業の展開	
基本政策 7	温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	4 5
基本政策 8	四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	6
基本政策 9	環境負荷の低減と自然との共生の確保	
基本政策 10	安心につながる安全な社会の形成	6
基本政策 11	市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり	7
基本政策 12	広域連携によるまちづくり	
基本政策 13	機能的で信頼される市役所づくり	6

新たな視点

- ① 子どもに関する課題への対応
増加傾向にある児童虐待や、子どもの貧困問題への対応
- ② 福祉分野における人材の確保
介護や地域福祉活動に関わる人材の確保
- ③ 高等教育機関の設置に向けた検討
旭川大学の公立化など、本市にふさわしい高等教育機関の設置に向けた検討
- ④ 通年滞在型観光の推進
カムイスキーリンクス等を活用した都市型スノーリゾート地域の構築など、冬季の観光の推進
- ⑤ 旭川空港の利用促進、公共交通の維持・存続
旭川空港の利便性や高い就航率をアピールした空港の利用促進、JR路線やバス路線などの維持・存続
- ⑥ 自然災害への対策
地震や水害、雪害など多発する自然災害への対策
- ⑦ 地域まちづくり推進協議会の活動の活発化
地域まちづくり推進協議会を通じた各団体の連携による活動の促進

ポイント2

国際的な目標と方向性を共有

現在、世界各国が「SDGs（持続可能な開発目標）」に取り組んでいます。SDGsは、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標を定めた、国際社会共通の目標です。市では、13の基本政策がSDGsの達成（世界の課題解決）につながっていることを見える化しました。

